

令和6年度版 香美市の補助金



香美市民憲章

【前文】

私たちの香美市は、美しく、豊かな自然に育まれています。
先人が築き上げた尊い文化や伝統を受け継ぎ、人々が愛と勇気を心に持ち、
誰もが幸せを感じられるまちを目指し、ここに市民憲章を定めます。

【本文】

- 1、豊かな自然を守り、美しいふるさとを未来に届けましょう。
- 1、互いに思いやり、ささえあう、心安らぐまちにしましょう。
- 1、歴史に学び、伝統を守り、高め、文化の香りあふれるまちにしましょう。
- 1、子どもたちの笑い声は宝物、みんなで見守り育てましょう。
- 1、感謝の気持ちを大切に、元気で働き、仲良く住みよいまちにしましょう。

香美市企画財政課

目 次

- 市民の皆さんに活用していただくことができる補助金の概要について紹介します。
 - ・個人への補助金については、市等からの通知が無く、対象者が補助申請をしなければ受けることができない補助金を掲載しています。
 - ・地域組織等への補助金については、一団体のみへの補助金は掲載しておりません。
- 活用を希望される場合や、各制度の詳しい内容や申請方法等については担当課に直接お問い合わせください。
- 各補助制度につきましては、毎年度または随時変更となる場合があります。
- 全ての補助金は、予算の範囲内で交付します。

◇ 個人への補助金

1. 環境衛生に関する事	2～4
2. 福祉に関する事	5～8
3. 医療に関する事	8～10
4. 防災・住宅に関する事	11～16
5. 結婚・子育て支援に関する事	17～19
6. 農林・商工業に関する事	19～21
7. その他	21

◆ 地域組織等への補助金

1. 地域活動等支援に関する事	22～24
2. 集会所施設整備に関する事	25
3. 消防・防災に関する事	26
4. 農業・林業・商工業に関する事	27～30
5. スポーツ・文化活動に関する事	30

- ・【補助事業等の申請までの流れ】(地域活性化総合補助金・法定外公共物(赤線等)の原材料代支給) 31
- ・香美市地域活性化総合補助金 別紙

◇個人への補助金について

1. 環境衛生に関すること(1-1)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
水洗便所に改造する場合	<p>公共下水道処理区域内及び農業集落排水処理区域内に建物を有する方が、既設の便所（くみ取り式及び浄化槽を使用した便所）を水洗便所に改造するための工事費用に対して、利子補給を行います。</p> <p>【対象者】 市税、下水道受益者負担金及び農業集落排水事業分担金を滞納していない方</p> <p>【利子補給の対象となる融資限度額】 1件 720,000円以内</p> <p>【償還期間】 72箇月(6年間)</p> <p>【処理区域内の供用開始日から3年以内に工事をする場合】 償還回数 1回～36回(3年間)の利子補給率：9.4%以内 償還回数 37回～72回(3年間)の利子補給率：4.0%以内</p> <p>【処理区域内の供用開始日から3年を超えて工事をする場合】 償還回数 1回～72回(6年間)の利子補給率：4.0%以内</p> <p>・融資機関は、香美市が指定する金融機関</p>	香美市水洗便所 改造資金利子補給	上下水道局 【TEL 53-1086】 北庁舎1階
合併処理浄化槽を設置する場合	<p>生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止と快適な生活環境の創造を図るため、公共下水道事業及び農業集落排水事業の認可区域以外で、合併処理浄化槽を整備する費用に対して、補助金を交付します。</p> <p>【補助金限度額】(1基につき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5人槽 — 332,000円(建築床面積が130㎡以下の場合) ・7人槽 — 414,000円(建築床面積が130㎡を超過する場合) ・10人槽 — 548,000円(二世帯住宅の場合) 	香美市浄化槽設置 整備事業費補助金	環境課 【TEL 53-1063】 北庁舎1階

◇個人への補助金について

1. 環境衛生に関すること(1-2)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
<p>生ごみ処理容器を購入する場合</p>	<p>香美市内の各家庭から排出される生ごみの減量対策として、生ごみ処理容器を設置した場合、購入に係る費用に対して補助金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EMサポート (補助率2/3、補助上限3,000円、補助基数2基) ・コンポスター (補助率2/3、補助額上限3,000円、補助基数1基) ・電気式処理容器 (補助率1/2、補助額上限30,000円、補助基数1基) 	<p>香美市生ごみ処理容器 設置事業費補助金</p>	
<p>蜂の巣の駆除をする場合</p>	<p>香美市内の私有地等で発生した蜂の巣を駆除業者に依頼して、駆除した場合の費用に対して補助金を交付します。</p> <p>【対象要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蜂の巣がある一般住宅・集合住宅・集会所等の建物所有者等が市税を滞納していないこと。 ・駆除業者(香美市入札参加資格業者)で駆除したもの ・市内にある現に蜂が活動している巣であること。 <p>【補助額】 補助率 駆除費用の1/2 補助上限10,000円</p> <p>※補助金以外に防護服の貸し出しを無料で行っています。防護服が必要な方は連絡をお願いします。</p>	<p>香美市蜂の巣駆除補助金</p>	<p>環境課 【TEL 53-1063】 北庁舎1階</p>

◇個人への補助金について

1. 環境衛生に関すること(1-3)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
<p>飼い主のいない猫の不妊手術等をする場合</p>	<p>香美市内に生息する飼い主のいない猫の不妊手術等をした場合の費用に対して補助金を交付します。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主のいない猫を飼養管理している方で、香美市に住民登録をして市税を滞納していない方 <p>【対象要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香美市に生息している猫であること。 ・高知県飼い主のいない猫不妊手術等推進事業補助金の交付を受けて不妊手術を実施していること。 ・営利を目的に所有又は飼養管理していないこと。 <p>【補助金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主のいない猫 補助上限(1匹につき)5,000円 	<p>香美市飼い主のいない猫不妊手術等推進補助金</p>	<p>環境課 【TEL 53-1063】 北庁舎1階</p>

◇個人への補助金について

2. 福祉に関すること(2-1)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
<p>高齢者等が社会参加及び生活支援のためにタクシーを利用する場合</p>	<p>香美市で暮らす高齢者の方や重度の心身障害のある方が、市内の医療機関への通院や買い物、社会参加等のためにタクシーを利用した場合、支払った料金の一部を助成します。</p> <p>【対象者】市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 70歳以上の方 2 身体障害者手帳の交付を受けた方のうち、次のいずれかに該当する方 <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体上の障害が1級、2級を所持する方および3級、4級のうち下肢・体幹機能障害による手帳を所持する方 (2) 身体障害者手帳の障害種別が、腎臓機能障害で通院による人工透析治療を受けている方 3 療育手帳を所持する方 4 精神障害者保健福祉手帳1級、2級を所持する方 5 運転免許証を返納した方 6 介護認定を受けている方 <p>【助成金額】 1回の利用につき支払ったタクシー料金から1,000円を除いた1/2の金額を助成 助成上限4,000円</p> <p>視覚障害の1級又は下肢・体幹機能障害の1級もしくは2級の手帳を所持する方は、1回の利用につき支払ったタクシー料金から1,000円を除いた額を全額補助 助成上限4,000円</p> <p>【交付枚数】 利用券36枚交付 年度途中に申請した場合は、月3枚に残りの月数を乗じた枚数を交付</p> <p>【利用区域】 原則香美市内</p> <p>【利用できる事業者】 市内協力タクシー事業者</p> <p>【申請】 事前申請が必要</p>	<p>香美市福祉タクシー 料金助成事業</p>	<p>高齢介護課 (社会長寿班) 【Tel 52-9280】 本庁舎1階</p>

◇個人への補助金について

2. 福祉に関すること(2-2)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
<p>母子家庭の母又は父子家庭の父に対しての受講料・生活費の補助</p>	<p>母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、指定講座の受講料や一定期間の生活に要する経費を助成します。 *事前に相談が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自立支援教育訓練給付金事業 指定された講座の受講費用の60%に相当する額。 <ol style="list-style-type: none"> 1 一般教育訓練経費 上限額20万円 2 特定一般教育訓練経費 上限額20万円 3 専門実践教育訓練経費 上限額160万円(40万円×修業年数) *支給対象経費の合計額が20,002円以上でない場合は支給されません。 ●高等職業訓練促進給付金事業 <ol style="list-style-type: none"> 1 訓練促進給付金 非課税世帯 月額10万円×就業年数(上限4年) 課税世帯 月額7万5000円×就業年数(上限4年) *養成機関における課程の修了までの期間の最後の12ヶ月の支給月額については、40,000円増額する。 2 修了支援給付金 非課税世帯 5万円 課税世帯 2万5000円 <p>【対象資格】 看護師(准看護師・正看護師)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、美容師、理容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、栄養士、自動車整備士、臨床工学技士、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格</p> <p>詳しくは、香美市ホームページ「香美市母子家庭等自立支援事業」をご確認ください。 www.city.kami.lg.jp/soshiki/22/boshijiritsushien.html</p>	<p>香美市母子家庭等 自立支援事業費補助金</p>	<p>福祉事務所 (社会福祉班) 【Tel 53-3117】 本庁舎2階</p>
<p>高知県心身障害者扶養共済制度加入者に対する掛金の軽減</p>	<p>心身障害者の生活の安定と福祉の向上を図るため、高知県が制定する心身障害者扶養共済制度の加入者の掛金を予算の範囲内において、補助します。ただし、補助金は、加入者から委任を受けた県に納入します。</p> <p>補助額は、口数・加入者の加入時の年齢・世帯の市民税の課税状態によって異なります。</p>	<p>香美市「高知県心身障害者扶養共済制度」 加入者掛金補助金</p>	

◇個人への補助金について

2. 福祉に関すること(2-3)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
障害のある方の自動車運転免許取得費の助成	<p>【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、香美市に居住する18歳以上の者</p> <p>【助成金額】 助成率 2/3 助成上限額 10万円</p>	香美市障害者自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	
障害のある方の自動車改造費の助成	<p>【対象者】 以下の条件を全て満たす者 1 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 香美市に居住する18歳以上の者 3 改造助成を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者 4 自らが所有し、運転する自動車の操向装置等の改造を必要とする者</p> <p>【助成金額】 助成率 10/10 助成上限額 10万円</p>	香美市障害者自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	
補装具の購入等に係る費用の助成	<p>車いすや補聴器などの失われた身体機能を補完又は代替する用具の購入や修理費用の助成を行います。</p> <p>【対象者】 1 補装具に対する部位の身体障害者手帳を所持しており、補装具の支給が真に必要と判断される者 2 難病患者で補装具の支給が真に必要と判断される者</p> <p>【助成金額】 補装具の種類や課税状態によって異なります。</p>	障害者総合支援給付費事業	福祉事務所 (社会福祉班) 【Tel 53-3117】 本庁舎2階
日常生活用具の購入に係る費用の助成	<p>在宅で生活している障害のある方や難病の方が日常生活を容易にするために使用する用具の購入に対して助成します。</p> <p>【対象者】 障害の種類や程度、年齢によって給付できる用具が異なります。</p> <p>【助成金額】 用具の種類や課税状態によって異なります。</p>	地域生活支援事業	

◇個人への補助金について

2. 福祉に関すること(2-4)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
難聴児の補聴器の購入に係る費用の助成	<p>身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器の購入費を助成します。</p> <p>【助成金額】 助成率 2/3</p>	難聴児補聴器購入助成事業	福祉事務所 (社会福祉班) 【Tel 53-3117】 本庁舎2階

3. 医療に関すること(3-1)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
人間ドックを受診する場合(国民健康保険)	<p>香美市国民健康保険の被保険者の健康の保持増進を図るため、人間ドック等を受診した被保険者に対し、香美市国民健康保険人間ドック等補助金を交付します。</p> <p>【補助対象者】下記の1～7全てに該当する方。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助金申請年度末現在で40歳以上74歳以下の方 2 人間ドック受診日に香美市国民健康保険(以下、国保)の被保険者であること。 3 国保税の滞納がない方 4 「補助金申請年度に発行した特定健康診査受診券(以下、受診券)」により特定健康診査(以下、特定健診)を受診していない方 5 受診した人間ドック検査結果の提出に同意される方 6 特定保健指導の対象となった場合は、特定保健指導を受けることに同意できる方 7 特定健診の実施医療機関(補助金申請年度の高知県特定健診等集合契約に参加している医療機関)で受診する方 <p>【補助金額】 6,000円程度</p> <p>【申請】 人間ドック受診2週間前までに申請が必要です。</p>	香美市国民健康保険人間ドック等補助金	市民保険課 (保険班) 【Tel 53-3115】 本庁舎1階

◇個人への補助金について

3. 医療に関すること(3-2)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
<p>骨髄又は末梢血幹細胞の提供を行う場合</p>	<p>日本骨髄バンクが行う骨髄バンク事業において、骨髄又は末梢血幹細胞の提供を行う者に対して補助金を交付することにより、骨髄提供者の負担を軽減し、骨髄等の移植の推進及びドナー登録者の増加を図ります。</p> <p>【対象となる方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた方 2 骨髄等の提供を行った日において、香美市に住民票があり、かつ居住している方 3 骨髄等の移植に伴って必要な検査、入院等に係る休暇を7日以上取得することができる制度を設けている企業、団体等に属していないこと。 4 他の自治体等によるこの告示と同様の趣旨の補助金等を受けていないこと。 5 市税を滞納していないこと。 6 暴力団員でないこと。 <p>【補助金の額】</p> <p>骨髄等の提供に要した通院又は入院の日数に2万円を乗じた額で、14万円を限度とします。</p> <p>【申請】</p> <p>骨髄等の提供を行った日の属する年度の末日までに申請が必要です。</p>	<p>香美市骨髄・末梢血幹細胞移植促進事業費補助金</p>	<p>健康推進課 (健康づくり班) 【Tel 52-9282】 本庁舎2階</p>

◇個人への補助金について

3. 医療に関すること(3-3)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
<p>不妊治療をする場合 (一般不妊治療) (特定不妊治療)</p>	<p>不妊治療を受けられた夫婦に対し、不妊治療の経済的な負担の軽減を図るため、治療に要した費用の一部を助成します。対象となる不妊治療には一般不妊治療と特定不妊治療があります。</p> <p>●一般不妊治療 【対象となる方】次の要件をすべて満たす方 1 法律上の婚姻をしている夫婦並びに婚姻の届出はしていないが事実婚関係にある夫婦で、医師により不妊症と診断され不妊治療を受けた方 2 夫又は妻のいずれか一方が香美市に住民票があり、かつ香美市に居住している方 3 市税等を滞納していない方 4 香美市が助成金の交付の対象とする不妊治療の期間中に、他の市町村から助成金に相当する助成・補助を受けていない方</p> <p>【令和6年度の対象治療期間】 令和6年4月1日～令和7年3月31日</p> <p>【助成額】 夫婦1組あたり5万円を限度として助成。但し、連続する2年を限度とする。</p> <p>●特定不妊治療 体外受精及び顕微授精 【対象となる方】次の要件を満たす方 一般不妊治療の1から4のいずれにも該当し、高知県特定不妊治療支援事業(以下「県事業」という)の助成を受けている方、または、県事業に基づいた医療機関で特定不妊治療を受けている方</p> <p>【助成金額及び回数・期間】 1回あたり10万円を限度とする通算6回。県事業の助成を受けられた方は、助成を受けた額を控除した額について、1回あたり10万円を限度として助成します。</p> <p>【申請】 治療終了後6か月以内。県事業の助成を受けられる方は「高知県特定不妊治療支援事業承認決定通知書」の通知の日から、60日以内に申請が必要です。</p>	<p>香美市不妊治療費 助成金</p>	<p>健康推進課 (親子すこやか班) 【TEL 52-9281】 本庁舎2階</p>

◇個人への補助金について

4. 防災・住宅に関すること(4-1)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
木造住宅の『耐震診断』を実施する場合	<p>南海トラフ地震等に備え、木造住宅の安全性の向上を図り、市民が安心して住むことのできるまちづくりを進めるとともに、安全な居住環境に対する市民意識の向上を図ることを目的とし、香美市内の既存木造住宅に耐震診断を行う耐震診断士を派遣する事業です。</p> <p>【対象住宅】 昭和56年5月31日以前に建築された2階以下の木造住宅</p> <p>【診断費用】 無料</p>	香美市木造住宅耐震診断調査事業	
非木造住宅の『耐震診断』を実施する場合	<p>南海トラフ地震等に備え、非木造住宅の安全性の向上を図り、市民が安心して住むことのできるまちづくりを進めるとともに、安全な居住環境に対する市民意識の向上を図ることを目的とし、香美市内の既存非木造住宅の耐震診断を行う方に対し、補助金を交付します。</p> <p>【対象住宅】 昭和56年5月31日以前に建築された非木造住宅(鉄骨造、鉄筋コンクリート造及びこれらの構造と木造との混構造の住宅)</p> <p>【補助金額】 補助限度額 戸建住宅 37,000円 共同住宅等 74,000円</p>	香美市非木造住宅耐震診断費補助金	防災対策課 【Tel 52-8008】 本庁舎3階
住宅の『耐震改修設計』を実施する場合 ※代理受領制度利用可	<p>南海トラフ地震等に備え、既存住宅の耐震改修の促進を図り、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的として、香美市内の既存住宅の耐震改修設計を行う方に対し、補助金を交付します。</p> <p>【補助対象要件】 耐震診断の結果、倒壊する可能性があるると判定された住宅</p> <p>【補助金額】 補助限度額 戸建住宅 356,000円 共同住宅等 712,000円</p> <p>【代理受領制度】 申請者に代わり、設計業者が補助金を代理で受領する制度です。この制度を利用することで、申請者は設計費と補助金の差額分のみ用意すればよくなるため、当初の費用負担が軽減されます。</p>	香美市住宅耐震改修費等補助金	

◇個人への補助金について

4. 防災・住宅に関すること(4-2)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
<p>住宅の『耐震改修工事』を実施する場合</p> <p>※代理受領制度利用可</p>	<p>南海トラフ地震等に備え、既存住宅の耐震改修の促進を図り、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的として、香美市内の既存住宅の耐震改修工事を行う方に対し、補助金を交付します。</p> <p>【補助対象要件】 耐震診断の結果、倒壊する可能性があると判定された住宅</p> <p>【補助金額】 補助限度額 戸建住宅 1,650,000円 共同住宅等 825,000円／戸 または 3,300,000円／棟のいずれか低い額</p> <p>【代理受領制度】 申請者に代わり、設計業者が補助金が代理で受領する制度です。この制度を利用することで、申請者は設計費と補助金の差額分のみ用意すればよくなるため、当初の費用負担が軽減されます。</p>	<p>香美市住宅耐震改修費等補助金</p>	
<p>ブロック塀の『撤去・改修』を実施する場合</p> <p>※代理受領制度利用可</p>	<p>南海トラフ地震等に備え、地震発生時のブロック塀の倒壊等による被害の軽減及び避難路の寸断を防ぐことを目的として、香美市内にあるブロック塀等の撤去等を行う方に対し、補助金を交付します。</p> <p>【補助対象要件】 避難路に面したブロック塀などで、地震等の揺れにより倒壊するおそれのある塀の撤去、又は安全な塀への改修</p> <p>【補助金額】 補助限度額 407,000円</p> <p>【代理受領制度】 申請者に代わり、設計業者が補助金が代理で受領する制度です。この制度を利用することで、申請者は設計費と補助金の差額分のみ用意すればよくなるため、当初の費用負担が軽減されます。</p>	<p>香美市ブロック塀等対策補助金</p>	<p>防災対策課 【Tel 52-8008】 本庁舎3階</p>
<p>家具に転倒防止金具等を取り付ける場合 (飛散防止フィルム購入を含む)</p>	<p>南海トラフ地震等に備え、地震により、転倒が予想される家具に転倒防止金具等を取り付けることにより、住居内の被害を防止、又は軽減することを目的として、家具の転倒防止金具や飛散防止フィルムの購入費及び取付費を支援します。</p> <p>【補助対象要件】 市内に住所を有する世帯</p> <p>【購入費に対する補助金額】 補助限度額 15,000円(1世帯に1回限り)</p> <p>【取付費に係る支援】 市から取付作業を行う作業員を無償で派遣 (取付台数制限なし、1世帯に1回限り)※飛散防止フィルムの取付は対象外</p>	<p>香美市家具転倒防止等対策費補助金／ 香美市家具転倒防止金具等取付事業</p>	

◇個人への補助金について

4. 防災・住宅に関すること(4-3)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
<p>老朽住宅を取り壊す場合</p> <p>※代理受領制度利用可</p>	<p>南海トラフ地震等に備え、住宅密集地又は避難路に面した老朽住宅で、地震等の揺れにより倒壊し、周囲の住民に被害を及ぼすおそれのある住宅の撤去を行う方に対し、補助金を交付します。</p> <p>【補助対象要件】 香美市老朽住宅除却事業補助金交付要綱で定める「住宅の老朽度の測定基準」で評点が100点を超えること。</p> <p>【補助金額】 補助限度額 1,645,000円(補助率8/10以内)</p> <p>【代理受領制度】 申請者に代わり、設計業者が補助金が代理で受領する制度です。この制度を利用することで、申請者は設計費と補助金の差額分のみ用意すればよくなるため、当初の費用負担が軽減されます。</p>	<p>香美市老朽住宅除却事業補助金</p>	<p>防災対策課 【TEL 52-8008】 本庁舎3階</p>
<p>災害用トイレ等を購入する場合</p>	<p>南海トラフ地震発生時に、自宅の損壊、下水道施設の被災等により、トイレを使用できなくなることが想定されるため、震災時に使用するトイレ等の購入費の一部を補助します。</p> <p>【補助対象者】 市内に住所を有する世帯</p> <p>【補助対象要件】 補助限度額 15,000円 1世帯につき1回限り</p>	<p>香美市災害用トイレ等購入費補助金</p>	
<p>防災士の資格を取得する場合</p>	<p>南海トラフ地震等に備え、地域における防災力の向上の担い手となる人材を養成、確保することにより災害に強いまちづくりを推進するため、自主防災組織等の一員で、防災士の資格を取得する方に対し、補助金を交付します。</p> <p>【補助金額】 防災士資格取得試験受験料・登録料 全額補助</p>	<p>香美市防災士資格取得補助金</p>	

◇個人への補助金について

4. 防災・住宅に関すること(4-4)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
<p>子育て世帯が住宅をリフォームする場合</p>	<p>子育て世帯の経済的負担の軽減及び世代間の子育て支援の促進を図ることを目的として、自己の所有住宅について市内業者を利用してリフォーム工事を行なった費用の一部を補助します。</p> <p>【補助対象者】下記の1～3全てに該当する方。 1 本市に世帯全員が住民登録をしている方 2 同一世帯として中学校卒業までの子どもを養育している方 3 市税等を滞納していない方</p> <p>【補助対象工事の例】 補助対象経費が100,000円(消費税抜き)以上の下記の工事 1 外壁の張替え等の外装工事 2 床材の張替え等の内装工事 3 システムキッチンの設置等建築設備工事 4 断熱材の設置等その他の工事 5 その他、特に市長が認める工事</p> <p>【補助金額】 補助対象経費の20%で上限が200,000円。ただし、対象者が多子世帯同居又は三世帯同居に該当している場合は上限額を40万円とする。</p>	<p>香美市子育て世帯住宅リフォーム支援事業補助金</p>	<p>企画財政課 (企画調整班) 【Tel 53-3114】 本庁舎3階</p>

◇個人への補助金について

4. 防災・住宅に関すること(4-5)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
<p>子育て世帯が新築住宅を取得する場合</p>	<p>子育て世帯に対して新築住宅の取得支援を行うことにより、本市への移住及び定住を促進することを目的として、子育て世帯が新築住宅を取得する場合に一定金額を補助します。 また、「香美市木材住宅支援事業費補助金」などの補助金と併用することができます。</p> <p>【補助対象者】下記の1～4全てに該当する方。 1 申請者または配偶者のどちらかが40歳以下で、同一世帯として中学校卒業までの子どもを養育している方 2 居住者全員が住民登録し、10年以上継続して居住する意思のある方 3 居住地域の自治会へ加入する方 4 市税等を滞納していない方</p> <p>【補助対象】 1 新築住宅であること。 2 住宅の取得費用が5,000,000円(消費税抜き)以上であること。</p> <p>【補助金額】 補助金額は200,000円。ただし、香美市内に事業所を有する施工業者と工事請負契約書を締結する場合は20万円を加算する。</p> <p>【その他】 長期固定金利型住宅ローン(フラット35)金利引き下げ対象事業 (金利引下げ期間:当初10年間 金利引下げ幅:年△0.25%)</p>	<p>香美市子育て世帯 新築住宅取得 支援事業補助金</p>	<p>企画財政課 (企画調整班) 【TEL 53-3114】 本庁舎3階</p>

◇個人への補助金について

4. 防災・住宅に関すること(4-6)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
<p>太陽光発電装置を設置する場合</p>	<p>クリーンエネルギーの利用を積極的に行い、環境にやさしいまちづくりを推進していくため、住宅用太陽光発電システムの設置費用の一部を補助します(太陽電池の最大出力10kw未満のシステムが対象)。</p> <p>【対象者】市内に住所を有し、次の1～5までの項目に全て該当する方 1 自らが居住している市内の住宅(店舗・事務所等へ併用住宅を含む)又は市内に居住を予定し新築・改築する住宅にシステムを設置する個人 2 住宅用太陽光発電システムの設置契約を締結し、補助金の交付決定後に着工ができる方 3 当該年度の2月末日までに電力事業者と電灯契約の締結ができる方 4 市税を滞納していない方 5 補助金の交付の決定の日から、当該年度の2月末日までにシステムを設置できる方 ※すでに発電システムを設置済みの方、工事中の方は、補助の対象になりません。</p> <p>【補助金額】 ○1件につき1kWあたり30,000円、4kWあたり120,000円を上限 ※補助金の額は、発電のシステムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値(単位はkW表示とし、小数点以下第2位未満切捨て)を乗じた額とします(1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額)。</p> <p>【申請】 工事着工前の申請が必要です。</p>	<p>香美市住宅用 太陽光発電システム 設置費補助金</p>	<p>環境課 【Tel 53-1063】 北庁舎1階</p>

◇個人への補助金について

5. 結婚・子育て支援に関すること(5-1)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
<p>結婚を機に、住宅を取得・リフォーム・賃借、引越をする場合</p>	<p>結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、新規の婚姻世帯を対象に補助金を交付します。</p> <p>【対象世帯の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届が受理されたこと。もしくは令和5年度に補助の決定を受けたが受給額が補助限度額に達しなかった、あるいは資格認定を受けたこと。 ・夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。 ・申請時に発行されている直近の所得証明書を元に算出した夫婦の所得が、500万円未満であること。(貸与型奨学金を返済している場合は、年間返済額を控除可。) ・夫婦共に県税、市税等の滞納がないこと。 ・夫婦共に暴力団員でないこと。 <p>【対象費用】</p> <p>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、婚姻に伴い支払った、住宅取得費用・住宅リフォーム費用・新規の住宅賃借費用(賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料)・引越費用</p> <p>【補助上限額】</p> <p>1世帯あたり30万円。新婚世帯と親世帯が同居または近居(直線距離で5^キ以内もしくは同一小学校区内)であり、対象費用が30万円を超える場合は45万円。令和5年度に受給もしくは資格認定を受けた世帯については、補助上限額から受給済の額を差し引いて得た額。</p> <p>※その他、要件があります。お早めにお問い合わせください。</p>	<p>香美市結婚新生活支援事業費補助金</p>	<p>定住推進課 (定住班) 【Tel.53-1061】 本庁舎3階</p>
<p>香美市奨学金返還支援補助金</p>	<p>本市への若者定着のため、市内在住の方で奨学金等の貸与を受けて大学等を修了し、就労中の方に奨学金の返還を支援します。</p> <p>【対象者】 1から8のすべてを満たす方 ※公務員は除く</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学等の在学中に奨学金等の貸与を受けていること。 2 現に就労していること。 3 申請年度の4月2日時点の年齢が40歳未満であること。 4 前年度に奨学金等の返還を行っていること。 5 申請年度の前年度の4月1日以前から、本市に住所を置き、現在も居住しており、今後5年以上、居住する意思があること。 6 本補助金以外の支援制度の適用を受けていないこと。 7 市税等を滞納していないこと。 8 香美市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる者に該当しないこと。 <p>【補助金額】</p> <p>単年度当たり上限12万円を通算して5年まで申請可</p>	<p>香美市奨学金返還支援補助金</p>	

◇個人への補助金について

5. 結婚・子育て支援に関すること(5-2)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
<p>子育てに係る経済的負担を軽減する場合</p>	<p>保育所(認定こども園・小規模保育施設等を含む)へ通所している対象児童の保護者(香美市在住)を対象として、18歳未満の者が3人以上いる世帯における第3子以降の児童で、事業実施年度の4月1日における年齢が3歳未満の方の保育料を全額無料とします。</p>	<p>香美市多子世帯保育料軽減事業費補助金(保育所)</p>	<p>教育振興課 (幼保支援班) 【Tel 53-1088】 本庁舎2階</p>
	<p>届出認可外保育施設へ通所している対象児童の保護者(香美市在住)を対象として、18歳未満の者が3人以上いる世帯における第3子以降の児童で、事業実施年度の4月1日における年齢が3歳未満の方の利用料等を減額します。</p> <p>【補助額】 届出認可外保育施設:基本的な保育サービスの利用料 (上限は月額50,000円。ただし、子育てのための施設等利用給付を受けている場合は、月額50,000円から当該給付月額を差し引いた額が上限となります。)</p>	<p>香美市多子世帯保育料軽減事業費補助金 (届出認可外保育施設)</p>	
	<p>保育所や幼稚園、認定こども園等において提供される給食に係る副食費を支援します。</p> <p>【対象者】 香美市が認定した1号認定子ども又は2号認定子ども 香美市が認定した新制度未移行幼稚園に通う施設等利用給付認定子ども</p> <p>【支援額:月額】 ①香美市が認定した1号認定子どもに係る副食費 1名当たり1食120円に給食が実施された日数(20日を限度とする。)を乗じて得た額を上限 ②香美市が認定した2号認定子どもに係る副食費 1名当たり2,400円を上限 ③新制度未移行幼稚園に対して支払った特定子ども・子育て支援において提供される給食に係る副食費 2,400円を上限 ※①②の方の支援は在籍する園で副食費の支援額相当分を減額をしていただく事をお願いをしています。(支援額相当分を市から園へ給付を行います。)</p>	<p>香美市保育所・幼稚園等副食費支援事業給付金</p>	

◇個人への補助金について

5. 結婚・子育て支援に関すること(5-3)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
遠距離通学に係る経済的負担を軽減する場合	<p>遠距離通学に係る保護者の経済的負担の軽減、定住促進及び民営バスの利用促進を図るため、費用の一部を補助します。</p> <p>【補助対象】 民営バスを利用して高等学校等へ通学する者の保護者であり、次の全ての要件を満たす者</p> <p>(1) 香美市から高等学校等へ通学する者の保護者であり、かつ香美市に住所を有していること。 (2) 保護者が市税等の滞納がない者であること。 (3) 香美市内の高等学校等に通学する者については、自宅から高等学校等までの距離が8キロメートル以上であること。香美市外の高等学校等に通学する者については、自宅からJR土佐山田駅までの距離が8キロメートル以上であること。ただし、通学上の安全等を確保するため、バスを利用する必要があると認める場合は、この限りではない。</p> <p>【補助額】通学定期券購入費のうち、1ヵ月当たり5,000円を超える額</p> <p>【補助期間】高等学校等へ入学後3年以内 ※詳しいことは担当窓口までお問い合わせください。</p>	香美市高等学校等 通学費補助金	教育振興課 (学校教育班) 【TEL 53-1081】 本庁舎2階

6. 農林・商工業に関すること(6-1)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
有害獣から農作物被害を防止する場合	<p>市内において農業者等が生産する農作物を有害獣の被害から防止し、その生産の向上を図り農業所得の向上に資することを目的として、侵入防止柵の資材購入費に補助金を交付します。</p> <p>1 ステンレス線入りネット柵及び金網柵 【対象者】農業者等 ・1件につき:補助率5/6(補助金額上限400,000円)ただし、シカ被害対策に限る。</p> <p>2 その他の防止柵 【対象者】農業者等 ・補助率 1/2(補助金額上限50,000円)</p>	香美市有害鳥獣被害 防止事業費補助金	農林課 (総務班) 【TEL 53-1062】 本庁舎4階

◇個人への補助金について

6. 農林・商工業に関すること(6-2)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
原則50歳未満で独立・ 自営就農する場合(世 帯合計所得が600万 円未満の場合)	農業従事者の高齢化が急速に進展する中、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、次世代を担う新規就農者の大幅な増加が必要です。新たに経営を開始する新規就農者に対して補助金を交付します。 【交付額】 年間150万円(最長3年間)	新規就農者育成総合対策 事業(経営開始資金)	農林課 (農政班) 【Tel 53-1062】 本庁舎4階
園芸用ハウスを改良 する場合	自己所有のハウス以外の中古ハウスを借り受けまたは譲り受けて、そのハウスを改良するために要する経費の一部を補助します。 【補助額】 10aあたりの補助対象限度額: 550万円 補助対象限度額に対する補助率: 1/2以内	香美市園芸用ハウス 整備事業費補助金 (流動化区分)	
新規就農者へ園芸用 ハウスを貸す場合	新規就農者(農業次世代人材投資事業・経営開始型の要件該当者と同じ)へ園芸用ハウスを5年以上貸し付ける場合に、ハウスの面積に応じ、奨励金を交付。 APハウス ハウス面積10aあたり 100,000円 APハウス以外 ハウス面積10aあたり 50,000円	香美市新規就農者 サポートハウス応援奨励金	
認定新規就農者が農 地を借り受ける場合	農地を賃借した認定新規就農者の経営初期の負担軽減を図るため、負担する賃料等の経費を支援します。 【補助額】 補助率: 1/2	新規就農者農地確保等 支援事業費補助金	
研修を受け、親元就農 する場合 ※新規事業	農業の継承と人材の定着を図るため、農業担い手育成センター等、3親等以内の親族の元以外で研修を受ける親元就農者に対して、就農に向けた研修資金を交付します。 また、研修後、新たに経営を開始する親元就農者に対して、補助金を交付します。 【交付額】 研修資金: 年120万円(最低3か月以上、最長1年間) 経営開始支援: 年120万円(最長2年間)	後継者就農促進支援事業 費補助金	
新たに営業許可業種 となった事業者が引き 続き事業を継続する 場合 ※新規事業	食品衛生法で新たに営業許可業種となった事業者が施設及び機器の整備するための経費の一部を補助します。 【補助額】 補助率: 2/3以内 補助限度額 1事業者あたり: 100万円(下限10万円)	食品加工業継続支援事業 費補助金	

◇個人への補助金について

6. 農林・商工業に関すること(6-3)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
国庫補助事業等の対象とならない間伐や作業道整備を実施する場合	<p>国庫補助事業(県造林補助事業等)の対象とならない間伐や作業道整備の経費の一部を補助します。補助事業の詳細は農林課林政班までお問い合わせください。</p> <p>1 保育間伐(切り捨て間伐) 3齢級以上の人工林における保育間伐の経費 1ヘクタール当たり 90,000円</p> <p>2 搬出間伐 スギ7~14齢級、ヒノキ7~18齢級の人工林における搬出間伐の経費 間伐率30パーセントの場合 1ヘクタール当たり 213,000円 間伐率20パーセントの場合 1ヘクタール当たり 142,000円(※) ※ 間伐率20%の採択は小規模林業推進協議会の会員に限る。</p> <p>3 作業道整備事業 ・路面整備 間伐材搬出に利用する開設後5年を経過した作業道 (幅員1.5m) 100円/m (幅員2.0m) 130円/m (幅員2.5m) 150円/m (幅員3.0m) 200円/m ・作業道開設 間伐材の搬出等に必要作業道の開設に要する経費 (幅員1.5m) 1,200円/m (幅員2.0m) 1,500円/m (幅員2.5m) 1,800円/m (幅員3.0m) 3,000円/m ・丸太積み工 700円/m 洗い越し工 6,000円/1カ所 ・作業ポイント 55,000円/1カ所 ・復旧又は補修 事業費の50パーセント以内</p>	香美市緊急間伐総合支援事業費補助金	農林課 (林政班) 【TEL 52-9283】 本庁舎4階
香美市産材を使用して住宅を新築又は増改築する場合	(県費への上乗せ補助) 「こうち木の住まいづくり助成事業費補助金」を活用し、香美市産木材を使用して、香美市内に木材住宅を新築又は増改築する者に対し補助金を交付します。	香美市木材住宅支援事業費補助金	
危険木を伐採する場合 ※新規事業	住宅や公道(国道除く)周辺の現況山林と見なせる場所に存在する危険木の伐採、撤去及び処分に係る経費に対し補助金を交付します。 【補助額】 補助対象経費の3/4以内で上限75万円	香美市危険木伐採事業費補助金	

7. その他

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
繁藤わかふじ団地の分譲地内に住宅を建設した場合	<p>香美市繁藤地区若者定住促進住宅地(繁藤わかふじ団地)の分譲促進及び繁藤地区の若者定住の促進を図ることを目的とし繁藤わかふじ団地分譲後、3年以内に分譲地内に住宅を建設した場合、補助金を交付します。</p> <p>【補助金】 住宅建設:500,000円 浄化槽設置:300,000円</p>	香美市繁藤地区若者定住促進住宅建築補助金	管財課 (管財班) 【TEL 53-3113】 本庁舎3階

◆地域組織等への補助金について

1. 地域活動等支援に関すること(1-1)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
<p>自治会や団体が、地域の活性化のために『人おこし』『まちおこし』を推進する事業を行う場合</p>	<p>自治会又は活動団体(構成員5名以上の市内にその活動拠点を有する団体であり、かつその構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している方で構成されているもの)が行う次の事業に対し補助金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美しい地域づくりにつながる事業 ・郷土の芸能・歴史等の普及・保存活動につながる事業 ・産業の振興等につながる事業 ・地域住民の交流の促進につながる事業 ・地域の活性化につながる事業 <p>【補助率】 補助対象事業費の80%以内</p> <p>【補助限度額】 500,000円</p>	<p>香美市地域活性化 総合補助金 (地域活動事業)</p>	<p>定住推進課 (まちづくり班) 【Tel 53-1061】 本庁舎3階</p> <p>香北支所 (市民生活班) 【Tel 52-9285】 (地域振興班) 【Tel 52-9286】</p> <p>物部支所 (地域振興班) 【Tel 52-9289】</p>
<p>自治会が給水施設・水源管理道の整備を行う場合</p>	<p>1 給水施設、水源管理道の整備(請負) 【補助対象経費】 業者等への請負 【補助率】 補助対象事業費の90%以内 【補助限度額】 500,000円</p> <p>2 給水施設、水源管理道の整備(直営) 【補助対象経費】 原材料代 ※重機等借上げ代は補助対象外 【補助率】 補助対象事業費の100%以内 【補助限度額】 250,000円</p>	<p>香美市地域活性化 総合補助金 (給水施設整備事業)</p>	<p>物部支所 (地域振興班) 【Tel 52-9289】</p>

◆地域組織等への補助金について

1. 地域活動等支援に関すること(1-2)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
<p>自治会が生活道・排水路の整備や掲示板・ゴミ集積所及びバス停留所の待合所、ベンチ等の設置や修繕を行う場合</p>	<p>集落の維持や整備、活性化を図るため、自治会が行う生活道・排水路等及び給水施設・水源管理道の整備事業(他事業及び香美市地域活性化総合補助金の他の項目に該当しない工事であること)に要する経費の一部を補助金として交付します。</p> <p>1 生活基盤整備(請負) 【補助対象経費】 業者等への請負 【補助率】 補助対象事業費の75%以内 【補助限度額】 375,000円</p> <p>2 生活基盤整備(直営) 【補助対象経費】 原材料代 ※重機等借上げ代は補助対象外 【補助率】 補助対象事業費の100%以内 【補助限度額】 250,000円</p> <p>3 生活基盤整備(備品購入) 【補助対象経費】 掲示板、バス停留所の待合所、ベンチ等、ゴミ集積所の設置に伴う備品購入費 【補助率】 補助対象事業費の100%以内 【補助限度額】 250,000円</p>	<p>香美市地域活性化 総合補助金 (生活基盤整備事業)</p>	<p>定住推進課 (まちづくり班) 【Tel 53-1061】 本庁舎3階</p> <p>香北支所 (市民生活班) 【Tel52-9285】 (地域振興班) 【Tel52-9286】</p> <p>物部支所 (地域振興班) 【Tel52-9289】</p>

◆地域組織等への補助金について

1. 地域活動等支援に関すること(1-3)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
自治会等が『敬老会』を行う場合	<p>高齢者福祉の向上、地域コミュニティの推進に資することを目的として、香美市内の自治会等が実施する敬老会に対して、経費の一部を補助金として交付します。</p> <p>【対象者】 当該年度9月1日において香美市住民台帳に記載されている方で、当該年度3月31日において満75歳以上の高齢者</p> <p>【補助額】 補助対象経費又は、対象者の人数に1,000円を乗じて得た金額(基本額)及び対象者のうち参加者数の区分に応じた額(加算額)の合計額のいずれか低い金額</p>	香美市地区敬老事業補助金	<p>高齢介護課 (社会長寿班) 【Tel 52-9280】 本庁舎1階</p>
自主的に健康づくりや介護予防のための活動をする団体への補助	<p>香美市民の健康づくりや介護予防の取組みを推進していくことを目的として、自主的に健康づくりや介護予防のための活動をする団体に補助金を交付します。</p> <p>【対象者】 ・40歳以上の者が5人以上で、香美市民で組織する団体(非営利に限る) ・スポーツを主たる目的とした団体でないこと。 ・地域住民が活動に参加できるよう周知し、新たな参加希望者を受け入れること。 ・事業に対し他の補助金を受けていない団体</p> <p>【補助金額】 ・Aコース/25,000円(健康づくりや介護予防につながる活動) ※月2回程度かつ年間20回以上活動を行うこと。 ・Bコース/10,000円(健康づくりや介護予防につながる講演会等の開催) ※講演会等を1回以上開催すること。</p> <p>【申請】 5月7日～10月31日</p>	香美市健康づくりのための地域活動事業補助金	<p>健康推進課 (健康づくり班) 【Tel 52-9282】 本庁舎2階</p>
地域子ども会活動を行う場合	<p>社会活動、集団活動を通して、児童の健全育成や地域交流を図り、伝統や文化、環境を大切にしながら、「子どもが主体の子ども会活動」を推進する事を目的として、補助金を交付します。</p>	香美市社会教育団体育成補助金	<p>少年育成センター 【Tel 53-1083】 本庁舎2階</p>

◆地域組織等への補助金について

2. 集会所施設整備に関すること

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
<p>自治会が集会所の整備事業を行う場合</p>	<p>地域住民の福祉の向上及びコミュニティの円滑な運営を図るため、自治会が行う集会所整備事業に要する費用の一部に対し補助金として交付します。</p> <p>【補助率】 補助対象事業費の75%以内(新築の場合は80%)</p> <p>【補助限度額】</p> <p>1 新築=16,000,000円 2 増築=4,500,000円 3 改築=4,500,000円 4 移転=9,000,000円 5 修繕=1,500,000円 6 大規模の模様替え=3,000,000円 7 外構工事=1,500,000円 8 建築設備=1,000,000円 9 備品購入=375,000円</p>	<p>香美市地域活性化 総合補助金 (集会所整備事業)</p>	<p>定住推進課 (まちづくり班) 【Tel 53-1061】 本庁舎3階</p> <p>香北支所 (市民生活班) 【Tel.52-9285】</p> <p>物部支所 (地域振興班) 【Tel.52-9289】</p>

◆地域組織等への補助金について

3. 消防・防災に関すること

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
自主防災組織の活動や必要な資機材の整備を促進する場合	<p>南海トラフ地震等に備え、地域における防災活動の主体となる自主防災組織の育成及び活性化並びに消防団との連携強化を図るとともに、防災訓練に必要な経費や資機材の整備を促進するため、当該活動を行う自主防災組織に対し、補助金を交付します。</p> <p>【補助金額】</p> <p>1 自主防災組織の整備を図る事業(新規整備) 220,000円+1,600円×加入世帯数以内</p> <p>2 自主防災組織の整備を図る事業(再整備) 300,000円以内</p> <p>3 自主防災組織の活動活性化を図る事業 30,000円以内</p> <p>※「2」「3」については、加入世帯数により補助限度額が異なります。</p>	香美市自主防災組織活動支援事業補助金	
自主防災組織が災害時協力井戸を整備する場合	<p>災害時における地域住民の生活用水を確保するため、市内に存する井戸を整備する自主防災組織に対し、補助金を交付します。</p> <p>【補助金額】</p> <p>井戸1箇所につき300,000円以内</p>	香美市災害時協力井戸整備費補助金	防災対策課 【Tel 52-8008】 本庁舎3階
自治会等が所有する防犯灯電気料金に対する補助	自治会等が管理する香美市認定防犯灯(1基あたり40ワット以下)の年間電気料金全額について補助金を交付します。	香美市防犯灯電気料補助金	
自治会等が所有する防犯灯の修繕やLED灯交換に対する補助	<p>自治会等が管理する香美市認定防犯灯について、LED灯の修繕等や蛍光灯からLED灯への交換に係る費用に対し、補助金を交付します。</p> <p>【補助金額】</p> <p>防犯灯1基につき30,000円以内</p>	香美市防犯灯修繕費補助金	

◆地域組織等への補助金について

4. 農業・林業・商工業に関すること(4-1)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
有害獣から農作物被害を防止する場合	<p>市内において農業者等が生産する農作物を有害獣の被害から防止し、その生産の向上を図り農業所得の向上に資することを目的として、侵入防止柵の資材購入費に補助金を交付します。</p> <p>1 ステンレス線入りネット柵及び金網柵 ・補助対象者：農業者等(団体・個人対象) ・1件につき補助率5/6(補助金額上限400,000円)ただし、シカ被害対策に限る。</p> <p>2 その他の防止柵 ・補助対象者：2戸以上連担し、10a以上の受益がある農業者団体 ・補助率3/4(補助金額上限500,000円)</p>	香美市有害鳥獣被害防止事業費補助金	農林課 (総務班) 【Tel. 53-1062】 本庁舎4階
地域の特性を活かした農業の確立を目的とした事業を行う場合	<p>農業協同組合、農業者の組織する団体等が実施する基盤整備事業、近代化施設整備事業等に要する経費の一部に対し補助金として交付します。</p> <p>【補助率】 補助対象事業費の2/3以内</p>	香美市こうち農業確立総合支援事業	
集落営農組織が所得の確保及び向上につながる農業生産の共同活動等を行う場合	<p>地域農業の維持及び活性化に向けて集落営農組織を育成するため、所得の確保及び向上につながる農業機械の導入や農業用施設の整備、また農産加工施設の整備等に要する経費について、補助金として交付します。</p> <p>【補助対象者】 集落営農組織</p> <p>【補助率】 ハード事業：補助対象事業費の4/5以内(※事業種目により、補助率が異なります) ソフト事業：事業種目により、補助率が異なります。</p>	香美市地域営農支援事業	農林課 (農政班) 【Tel. 53-1062】 本庁舎4階

◆地域組織等への補助金について

4. 農業・林業・商工業に関すること(4-2)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
自治会が耕作道整備や農業用排水路整備を行う場合	<p>農業をはじめとする集落機能の維持再構築を図るために行う耕作道整備や用排水路整備に要する経費の一部に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。</p> <p>1 農業用施設整備(請負) 【補助対象経費】 業者等への請負 【補助率】 補助対象事業費の70%以内 【補助限度額】 350,000円</p> <p>2 農業用施設整備(直営) 【補助対象経費】 原材料代 ※重機等借上げ代は補助対象外 【補助率】 補助対象事業費の100%以内 【補助限度額】 100,000円</p>	香美市地域活性化 総合補助金 (農業用施設整備事業)	<p>農林課 (農政班) 【Tel. 53-1062】 本庁舎4階</p> <p>香北支所 (地域振興班) 【Tel.52-9286】</p> <p>物部支所 (地域振興班) 【Tel.52-9289】</p>
集落又は農地等の維持管理をする場合	<p>組織を形成し、集落に存する農地面積等に応じて、各種活動項目に取り組むことで交付金が交付されます。この補助金は、組織形成後、原則5年間実施していただく必要があります。</p> <p>【交付単価例】 ※地目等により異なります</p> <p>1 農地維持支払 250円～3,000円/10a 2 資源向上(共同) 180円～2,400円/10a 3 資源向上(長寿命化) 400円～4,400円/10a</p>	香美市多面的機能 支払交付金	
農業生産条件が不利な地域における前向きな農業生産活動を行う場合	<p>集落協定を締結し、集落に存する農地の面積に応じて、各種活動項目に取り組むことで交付金が交付されます。この補助金は、集落協定締結年度から原則5年間実施していただく必要があります。</p> <p>【交付単価例】 ※地目や傾斜等により異なります 300円～21,000円/10a</p>	香美市中山間地域等 直接支払交付金	<p>農林課 (農政班) 【Tel. 53-1062】 本庁舎4階</p>
環境保全に効果の高い営農活動を行う場合	<p>組織を形成し、農地面積に応じて、各種活動項目に取り組むことで交付金が交付されます。この補助金は、組織形成後、原則5年間実施していただく必要があります。</p> <p>【交付単価例】 ※取り組む活動によって交付金が変わります。 有機農業の場合 12,000円/10a</p>	香美市環境保全型 農業直接支払交付金	

◆地域組織等への補助金について

4. 農業・林業・商工業に関すること(4-3)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
農業者等がゆずの新植を行う場合	<p>農業者等(JA・農業生産団体)が組織する団体が行う新規種苗導入に要する経費の一部に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。</p> <p>新規種苗導入事業</p> <p>【補助対象経費】 ゆずの新規種苗</p> <p>【補助率】 補助対象経費の50%以内</p> <p>【補助限度額】 1本あたり500円</p>	香美市地域活性化総合補助金(新規種苗導入事業)	<p>農林課(農政班) 【Tel 53-1062】 本庁舎4階</p> <p>香北支所(地域振興班) 【Tel 52-9286】</p> <p>物部支所(地域振興班) 【Tel 52-9289】</p>
高知県造林補助事業等を活用して森林整備を実施する場合	<p>(県補助事業への上乗せ補助)</p> <p>高知県造林事業等を活用して間伐施業、皆伐跡地への人工造林及びシカ被害防護施設整備、下刈り、作業道整備等を実施した場合、経費の一部を補助します。</p> <p>ただし、香美市緊急間伐総合支援事業で採択したものは対象外です。</p>	香美市森林整備事業費補助金	
高性能林業機械を購入またはリースする場合	<p>健全な森林の造成と森林の有する多面的機能の高度発揮等を図るため、高性能林業機械の整備に要する経費を補助します。</p> <p>【補助率】 6/10以内(補助対象経費が3000万円以上の場合は7/10以内)</p>	香美市高性能林業機械等整備事業費補助金	
省エネ性能が優れた高性能林業機械等を導入する場合 ※新規事業	<p>(県補助への上乗せ補助)</p> <p>高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金で採択された事業について、市が経費の一部を補助します。</p> <p>【補助率】1/10以内(補助対象経費が3000万円以上の場合、2/10以内)</p>	香美市高性能林業機械等緊急整備事業費補助金	
林業事業体が新規就業者を雇用・育成する場合	<p>森林の持つ公益的機能の維持増進を図る森林整備を進めるうえで、林業従事者の高齢化、新規参入者不足が大きな課題となっているため、香美市内に本社を有する林業事業体に対し、新規就業者の雇用及び指導・育成に要する経費を補助します。</p> <p>1 新規就業者支援事業</p> <p>【補助対象者経費】 新規就業者の人件費のうち、賃金</p> <p>【補助限度額】 1就業者につき月額9万円以内。ただし、その他の助成金(緑の雇用等)を受けている場合は当該助成金を差し引いた金額とします。</p> <p>2 指導者支援事業</p> <p>【補助対象者経費】 指導者の人件費のうち、賃金</p> <p>【補助限度額】 1指導者につき月額5万円以内。ただし、その他の助成金(緑の雇用等)を受けている場合は当該助成金を差し引いた金額とします。</p>	香美市林業担い手対策支援事業	<p>農林課(林政班) 【Tel 52-9283】 本庁舎4階</p>

◆地域組織等への補助金について

4. 農業・林業・商工業に関すること(4-4)

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
香美市商工会が空き店舗対策として行う事業	香美市の活性化を促すとともに、雇用の創出を図ることを目的として、空き店舗等を活用し開業する場合に経費の一部を補助金として交付します。 【補助対象者】 香美市商工会の助成金募集要領で定めるもの 【補助限度額】 500,000円×4事業	香美市空き店舗等利活用助成事業費補助金	商工観光課 (商工観光班) 【TEL 53-1084】 本庁舎4階
団体、グループ等が香美市としての特産品の開発等を実施する場合	本市の発展を図ることを目的とし、商工業及び観光の振興と育成に資するための事業で、特産品の開発、改良、及び販路開拓に要する経費を補助します。 【補助限度額】 200,000円	特産品振興事業補助金	

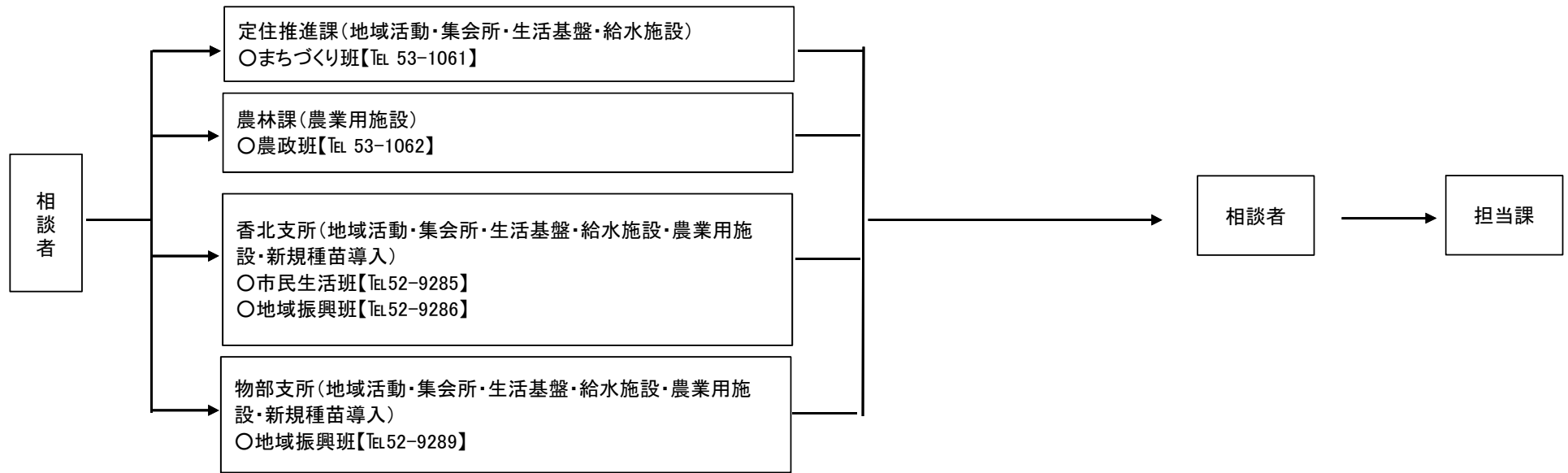
5. スポーツ・文化活動に関すること

活用内容	補助内容	補助金の名称	担当課
教育・学術及びスポーツ・文化に関する事業を行う場合	社会教育団体(婦人会・青年団・地区公民館・PTA・文化協会・スポーツ団体等)の育成と振興を図るため各団体に対して予算の範囲内において補助金を交付します。	香美市社会教育団体育成補助金	生涯学習振興課 【TEL 53-1082】 本庁舎2階
スポーツ団体・個人を大会に派遣する場合	大会に選手等を派遣することにより、競技力の向上や相互の交流を支援し、もって香美市のスポーツの振興を図るため、スポーツ団体や個人に対して予算の範囲内において補助金を交付します。	香美市スポーツ大会選手派遣費補助金	

【補助事業等の申請までの流れ】

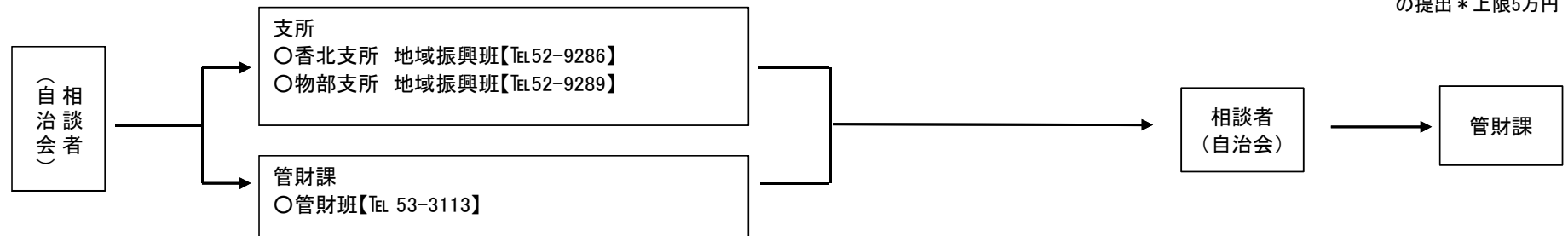
【地域活性化総合補助金】

①相談 → ②担当課で補助事業採択協議 → ③相談者へ回答 → ④相談者から担当課へ交付申請書の提出



【法定外公共物（赤線等）の原材料代支給】

①相談 → ②担当課で協議 → ③相談者へ回答 → ④相談者から管財課へ原材料代支給要望書の提出 * 上限5万円



香美市地域活性化総合補助金【令和6年度】

別紙

目的	補助対象者	補助の要件	担当	区分	事業内容等	補助率 ※千円未満 切捨て	補助限度額				
地域の振興、福祉の向上並びにコミュニティの形成及び運営を図るため、産業経済、文化・交流、社会生活機能の向上を図るために実施されるソフト・ハード事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で交付します。	自治会又は活動団体(構成員5名以上の市内にその活動拠点を有する団体であり、かつ、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している方で構成されているもの)	1 補助対象事業 当該年度における国、県等の他補助事業の採択要件を満たす事業内容である場合又は事業採択された場合は、補助対象としない。ただし、地域活動事業、集会所整備事業、生活基盤整備事業、給水施設整備事業の実施についてはこの限りでない。	定住推進課(まちづくり班)【TEL 53-1061】本庁舎3階 香北支所(市民生活班)【TEL 52-9285】(地域振興班)【TEL 52-9286】 物部支所(地域振興班)【TEL 52-9289】	地域活動	① 美しい地域づくりにつながる事業	80%	500,000 円				
		② 郷土の芸能・歴史等の普及・保存活動につながる事業									
	③ 産業の振興につながる事業										
	④ 地域住民の交流の促進につながる事業 (人材育成、地域間交流、福祉活動、健康づくり、文化・スポーツなど)										
	⑤ 地域の活性化につながる事業 (その他、自治会加入促進につながる事業など)										
	自治会	2 事業要件 ア 発注は市内業者に限る。ただし、市内業者では施工できない場合、取扱いがない場合又は施工が専門的及び特殊であるため市内業者では施工困難であると市長が特に認める場合には、この限りでない。 イ 補助対象とする事業期間は、原則として単年度とする。 ウ 補助事業は、1事業実施者につき年度内1回限りとする。ただし、次のいずれかの場合において、市長が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。 (ア) 一つの自治会に複数の集会所を有する場合で、複数の集会所の耐震改修工事に併せて(2)の採択基準の区分「集会所整備事業」の集会所整備を行う場合 (イ) 生活に支障をきたす緊急性のあるもので、(2)の採択基準の区分「生活基盤整備事業」の生活道及び「給水施設整備事業」の給水施設、水源管理道の整備等を行う場合 エ 補助金額は、補助対象経費に補助率を乗じ、千円未満を切り捨てた金額とする。		集会所整備	① 新築	80%	16,000,000 円				
					② 増築			75%	4,500,000 円		
					③ 改築					4,500,000 円	
					④ 移転	9,000,000 円					
					⑤ 修繕		1,500,000 円				
					⑥ 大規模の模様替え						3,000,000 円
					⑦ 外構工事						
⑧ 建築設備			1,000,000 円								
⑨ 備品購入					375,000 円						
生活基盤整備	○生活基盤整備 生活道、生活排水路の他、集落の維持や整備、活性化を図るものを対象とする。 (例: 掲示板、バス停待合所、ごみ集積所等)	①請負の場合		75%		375,000 円					
		②資材購入補助(地元直営で作業)の場合、原材料代のみ対象 ※重機等借り上げ代及び人件費等は補助対象外					100%	250,000 円			
		③備品購入					100%		250,000 円		
給水施設整備	○給水施設・水源管理道の整備	①請負の場合		90%		500,000 円					
		②資材購入補助(地元直営で作業)の場合、原材料代のみ対象 ※重機等借り上げ代及び人件費等は補助対象外	100%				250,000 円				

香美市地域活性化総合補助金【令和6年度】

別紙

目的	補助対象者	補助の要件	担当	区分	事業内容等	補助率 ※千円未満切捨て	補助限度額	
<p>農業者等が農業をはじめとする集落機能の維持再構築を図るための農業生産活動を行う事業及び新規種苗導入事業のために実施されるソフト・ハード事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。</p>	<p>農業者等(JA・農業生産団体)が組織する団体</p>	<p>1 補助対象事業</p> <p>当該年度における国、県等の他補助事業の採択要件を満たす事業内容である場合又は事業採択された場合は、補助対象としない。</p> <p>2 事業要件</p> <p>ア 発注は市内業者に限る。ただし、市内業者では施工できない場合、取扱いがない場合又は施工が専門的及び特殊であるため市内業者では施工困難であると市長が特に認める場合には、この限りでない。</p>	<p>農林課 (農政班) 【Tel 53-1062】 本庁舎4階</p> <p>香北支所 (地域振興班) 【Tel 52-9286】</p>	<p>新規種苗導入事業</p>	<p>ゆず</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(ゆず苗木1本当たりにつき)1箇所当たり30本以上の新植であること。 ・植栽本数は10a当たり70本以上100本未満であること。 ・植栽箇所は香美市内であること。 ・実績報告書に植栽箇所の写真を添付すること。 ・農業関係機関等による各種試験等の要請又は穂木、種子等の提供要請があった場合は応じること。 	50%	1本当たり500 円	
	<p>自治会(受益戸数2戸以上)</p>	<p>イ 補助対象とする事業期間は、原則として単年度とする。</p> <p>ウ 補助事業は、1事業実施者につき年度内1回限りとする。</p> <p>エ 補助金額は、補助対象経費に補助率を乗じ、千円未満を切り捨てた金額とする。</p>	<p>物部支所 (地域振興班) 【Tel 52-9289】</p>	<p>農業用施設整備</p>	<p>○農業用施設整備 耕作道、農業用用水路の整備</p>	<p>①請負の場合</p>	70%	350,000 円
						<p>②資材購入補助(地元直営で作業)の場合、原材料代のみ対象 ※重機等借り上げ代及び人件費等は補助対象外</p>	100%	100,000 円

